

◆第1回学校規模適正化検討委員会（令和7年2月25日） 会議要旨

1. 挨拶

〔教育長〕

- ・急激な少子化により複式学級の発生、入学者なしの学校も出現し、保護者より教育の不安の声が上がりはじめたこともあり、学校としての機能を確保するための基準を策定し、今般、基準該当校の適正化の検討を進めるために当委員会を設けた。
- ・非公開としますが、発言者を消した形で議事録を公表します。忌憚のない意見をお願いしたい。
- ・できるだけ納得できる部分を増やして地域の理解を得てまいりたい。

〔学校規模適正化検討委員会委員長〕

- ・非常に重要な会議ですので、皆さんの本音の部分をたくさん出していただきたい。
- ・子どもたちが質の高い教育を受けられる状況を最低限、確保しなければならない。
- ・子どもたちが本当に安心して、レベルの高い教育を受けることについて我々の責任がすごく大きいと思う。

〔副委員長〕

- ・保護者や地域の方のご理解を得ながら子どもたちのより良い学校生活ができるようにしたい。
- ・子どもたちの将来、地域の将来を踏まえ、いい知恵を出したい。

2. 学校規模適正化の取組みと検討委員会の設置目的の説明

- ・児童数の減少により、教育目標の達成が困難になることが予測され、過小規模校の保護者から教育上の不安の声が上がったこともあり、学校規模により市内の学校間において生じる教育格差が課題と捉え、適正化基準を設けた。
- ・適正化基準に該当した2校の学校規模適正化を円滑、確実かつ速やかに推進するために該当校の保護者、地域住民、学校関係者等を委員とする検討委員会を設置した。
さらに、学校ごとに協議の場を設けていただき、諸課題の協議及び検討委員会での審議内容についての協議を繰り返しながら、2校の学校規模適正化の実施計画を策定する。

3. 鹿嶋市の人口の推移、鹿嶋市の学校の状況の説明

4. 鹿嶋市学校規模適正化基準についての説明

- ・鹿嶋市が「鹿嶋市授業改善プロジェクト」として取り組む、これから時代を生き抜く子どもたちに求められる教育を効果的に実現するために、同一学年12人全校児童数72人という適正化基準を設けた。

5. 学校規模適正化基準についての質疑

- ・学校規模適正化基準について問い合わせの有無の確認→2件あったが、いずれも市外の高齢の方からの問合せでした。

6. 適正化基準該当校の状況についての質疑

- ・中野西小学校の通学区域が令和2年度に変更になった理由は→林区の方々と生活状況等について懇談し、変更を判断した。
- ・指定校変更申請が概ね通るようになっているがどのような判断をしているのか→申請がすべて許可となっているわけではない。審査会にて変更申請理由が妥当と判断した場合に許可している。
- ・歴史ある学校が閉校になることは非常に寂しいが、「適正化基準」は当たり前のことと考える。ただ、通うべき子どもがいるにもかかわらず、入学者がいないというこの状況は疑問。

7. 適正化の検討、意思決定の手続き方法

- ・条例改正、予算を伴うものは市教育委員会での審議案件になることから、適正化の手法、統合先の決定は、市教育委員会での審議案件となる。
- ・市教育委員会への審議案件をこの検討委員会だけで決めてしまうのは課題があるものとし、該当校の保護者や学校関係者、地域等の意見を取り込むために、学校ごとに設ける分科会での取りまとめをお願いした。ただ分科会で決めたことが結論になるとは考えていない。この検討委員会にて改めて協議したものを作成して報告することとなる。

8. 学校規模適正化の検討項目について

- ・学校規模適正化検討指針はこの検討委員会で決めるものとする。
- ・適正化の検討、意思決定の手続き方法、適正化の手法・統合先・統合日、適正化検討のスケジュール、教育環境の構築に関するものは分科会での協議を踏まえ、検討委員会で協議する。
- ・統合校との協議や、統合にあたっての諸課題の協議は分科会が主となる。
- ・第1段階の検討項目は、検討の方向性、意思決定の手続き方法、適正化の手法、検討のスケジュール。
- ・第2段階として、教育環境の構築、統合先校との協議、統合にあたっての諸課題の整理、学校関係の行事、学校の歴史をどう伝承するか、統合後の地域づくり等を検討する。

9. 学校規模適正化検討指針について

- ・学校規模適正化の検討指針は提案の通り承認された。

10. 学校規模適正化の検討の進め方について

- ・検討委員会において事務局が提案した事項について、それぞれの学校毎に分科会を開催し、その協議状況を次の検討委員会に報告する。
- ・統合校への要望、提案等も予想されるので、相手校の関係者を分科会委員に加えることも有効。
- ・公聴会の開催場所、開催方法も分科会にて協議する。

11. 分科会の設置について

- ・審議案件により最終決定は教育委員会議になるが、素案はそれぞれの分科会が取りまとめる。
- ・相手校が定まれば相手校との協議や、通学用のバスについても協議事項になることが見込まれる。疑問、不安、要望等について分科会で議論していただきたい。
- ・分科会の設置にあたり事前に打ち合わせて、何が必要か、何を話し合うか、誰を入れるかなどの意見を出し合って作り上げる。
- ・分科会委員は他の自治体の例をみると20人くらいだが、学校の状況に合わせ適切な人数を考える。
- ・分科会委員は学校運営協議会委員が中心となり、学校運営協議会が選任することが良いと考える。他市では当該校の児童及び小学校の通学区域内に居住する就学前児童の保護者の代表、当該校の通学区域内の地域住民の代表、当該校の教職員、当該施設の定期的な利用者、当該校区域の青少年育成関係者、その他分科会の審議にあたって必要と認められる方等々を委員とする例がある。
- ・市からの委嘱や任命をすることは考えてない。
- ・分科会の委員は固定して審議を進めることとし、議事録は作成し、周知することとしたい。

12. 適正化検討のスケジュール

- ・どのような手続き、どのような方法で、いつまでに統合日、統合校を決定するのか、それらの決定方法について明確化する。
- ・今後の入学予定者数、全校児童数等を見込み検討することとし、一定程度の適切な周知期間を設けることが重要だが、学校の状況を踏まえ、令和8年4月に編入することも検討していただきたい。

13. 学校規模適正化検討についての質疑

- ・小学校全体で移動することを考えるのか→分科会での協議事項になります。
- ・分科会での結論が大同西小と中野東小に分かれるという場合はどのようになるのか→この検討委員会で検討する。
- ・受入れ校側の保護者の意見は聞かないのか→受入れ校側の学校関係者を、分科会の構成メンバーに加えるなど意見を聞くことは可能と考える。
- ・地域へ説明する場を設けたほうが良い→地域の意見交換の場ということではなく、学校規模適正化の検討をすることになった背景、今の鹿嶋市の子どもたちの状況について説明会を行うことは考えている。
- ・今後、この2校は来年度の入学の段階で統合を踏まえた対応になるのですか。→統合先の学校に通いたいという申請があれば許可せざるを得ないものと考えている。
- ・通学距離が延伸することについてどのように考えているのか。バスは出るのか。→分科会での協

議事項と考える。

- ・次の会議開催予定と結論出すリミットは。→本日のこの会議の内容を持ち帰っていただき 3月から 4月頃には分科会を開催し、5月下旬、遅くとも 6月上旬までに開催する検討委員会に、分科会での協議の状況を返していただきたい。

14. 委員からの意見

- ・適正化基準は、現在の考え方与マッチしている。複式学級も解消を推進すべき話だが、地域の子どもが他の地区の学校に通うことでの公民館活動への影響は先々考えたい。
- ・統合が検討される中、令和 8 年度、9 年度の入学予定の子どもたちが、果たして予定通り豊津小学校に入学するかが心配。そして、入学者がない状況で、残された子どもたちの教育活動が心配である。
- ・小規模特認校制度により、少人数で自分に合った学校だからという理由で豊津小を選んだ子ども達は豊津小で卒業させたいというのが本校の思い。
- ・子どもたちの気持ちが心配。バックアップのために教員配置について配慮を希望する。
- ・準備期間(学校間交流) を経て統合という形が良いと思う。
- ・住民説明会も終わってない段階で 5 月に第 2 回検討委員会を開催することは少し拙速すぎる。時間をかけて話し合った方が良いと思う。

15. 委員長総括

- ・今回の取組みは、鹿嶋市初の試みとなり、先例となる重要なものであることを考えてほしい。
- ・広く意見を聞く機会を設けることは良いが、物事を決定するのはこの検討委員会や分科会であるということを検討委員会委員の方々には理解していただきたい。未来のことも考えて、我々は検討していかねばならない。スケジュールなど期限も含めて、決めるところは決めると、そこは責任を持って取り組んでいかないと決まるものが決まらなくなってしまう。

16. 決定事項

★学校規模適正化指針は次の通りとする。

『鹿嶋市は、市立小学校において、教育基本法第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の目的を達成するため、児童が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばし、急激に変化し、予測不能な未来を生き抜く力を身につけることを目標とした、鹿嶋市が進める教育の実現につながる、よりよい教育環境の構築を推進するものとする。ただし、学校は地域のコミュニティの核としての性格のほか、近年では防災など、多様な役割、機能が求められていることを踏まえ、学校、保護者とともに、地域住民の方々の十分な理解、協力を得ながら、丁寧かつ円滑に進めるものとする』

★第 2 回学校規模適正化検討委員会は、それぞれの学校の分科会の開催状況を見て判断することとし、5 月下旬から 6 月上旬に開催予定。